

路外駐車場の届出手続きについて
(長崎県福祉のまちづくり条例関係)

長崎市土木企画課

平成28年4月版

長崎県福祉のまちづくり条例に関する届出等について

1. はじめに

平成9年4月1日に「長崎県福祉のまちづくり条例」が施行され、特定生活関連施設（路外駐車場）を新設、増設、移転等をしようとする者は、当該特定生活関連施設を整備基準に適合が義務付けられました。ただし、敷地の状況やその他やむを得ない理由により整備基準に適合させることが著しく困難であると認められる場合はこの限りではありません。

また、既存の特定生活関連施設（路外駐車場）についても、敷地の状況やその他やむを得ない理由がある場合を除き、当該既存特定生活関連施設を整備基準に適合させる努力義務があります。

さらに、特定生活関連施設（路外駐車場）の所有者又は管理者は特定生活関連施設を新設などするときは、あらかじめ市長へ届出が必要になります。

2. 届出が必要になる駐車場（路外駐車場）

本条例における路外駐車場とは、次の①、②に該当する駐車場をいいます。

- ①道路の路面外に設置される自動車の駐車のための施設であって、一般公共の用に供されるもの
 - ②自動車の駐車のために供する部分の面積（駐車マス）が500㎡以上のもの
- ※ただし、機械式駐車場及び道路付属物の駐車場や公園施設である駐車場、建築物及び建築物に附属する駐車場は除きます。

3. 路外駐車場の構造及び設備に関する基準

長崎県福祉のまちづくり条例施行規則第4条

別表第5中

第4 路外駐車場に関する整備基準

整備箇所	整備基準
1 出入口	1以上の出入口は、次に定める構造とすること。
	ア 幅は、90センチメートル以上とすること。
	イ 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。
2 駐車場	(1) 車いす使用者用駐車施設を1以上設けること。
	(2) 車いす使用者用駐車施設は、第1の8の(2)に定める構造とすること。（※1）
	(3) 車いす使用者用駐車施設へ通ずる出入口から車いす使用者用駐車施設に至る駐車場内の通路は、第1の3の(1)、(2)のアからエまで及び(3)に定める構造とすること。（※2）

※1

8 駐車場	(2) 車いす使用者用駐車施設（機械式駐車場を除く。）は、次に定める構造とすること。
	ア 車いす使用者用駐車施設へ通ずる 1 に定める構造の外部出入口から当該車いす使用者用駐車施設に至る経路((3)に定める構造の駐車場内の通路又は3の(1)から(3)までに定める構造の敷地内の通路を含むものに限る。)の距離ができるだけ短くなる位置に設けること。
	イ 幅は、350 センチメートル以上とすること。
	ウ 車いす使用者用である旨を見やすい方法により表示すること。

※2

3 敷地内の通路	(1) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
	(2) 段を設ける場合においては、次に定める構造とすること。
	ア 手すりを設けること。
	イ 主たる階段には、回り段を設けないこと。
	ウ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
	エ 踏面の色をけあげの色と明度の差の大きいものとする等により段を識別しやすいものとする。
	(3) 直接地上に通ずる 1 に定める構造の各外部出入口から特定生活関連施設の敷地の接する道若しくは空地（建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 43 条第 1 項ただし書に規定する空地に限る。）（以下これらを「道等」という。）又は車いす使用者が利用する自動車の駐車のために供する部分（以下「車いす使用者用駐車施設」という。）に至る敷地内の通路のうち、それぞれ 1 以上の敷地内の通路は、次に定める構造とすること。
	ア 幅員は、120 センチメートル以上とすること。
	イ 高低差がある場合においては、次に定める構造の傾斜路及びその踊場又は車いす使用者用特殊構造昇降機（建築基準法第 38 条の規定に基づき建設大臣が認める昇降機又は建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 129 条の 3 第 1 項第 1 号の建設大臣が定める基準に適合する昇降機で専ら車いす使用者の利用に供するものをいう。以下同じ。）を設けること。
	(ア) 幅は、内法を 120 センチメートル（段を併設する場合にあっては、90 センチメートル）以上とすること。
	(イ) 勾配は、12 分の 1（傾斜路の高さが 16 センチメートル以下の場合にあっては、8 分の 1）を超えないこと。
	(ウ) 高さが 75 センチメートルを超える傾斜路にあっては、高さ 75 センチメートル以内ごとに踏幅 150 センチメートル以上の踊場を

	設けること。
	(工) 傾斜路には、手すりを設けること。
	(オ) 壁のない傾斜路にあつては、左右の縁端部には脱輪防止用の高さ5センチメートル以上の立ち上がりを設けること。
	(カ) 敷地内の通路に排水溝等を設ける場合においては、当該排水溝等に蓋等を設け、車いす使用者等の通行に支障ない構造とすること。
	(キ) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
	(ク) 傾斜路は、その踊場及び当該傾斜路に接する敷地内の通路の色と明度の差の大きい色とすること等により識別しやすいものとする こと。

4. 届出の方法

①届出に必要な書類

- ・ 特定生活関連施設新築等届出書（様式第3号）

②添付資料

- ・ 特定生活関連施設整備項目表（様式第2号）
- ・ 特定生活関連施設の区分に応じた別表第6に掲げる図書

③届出部数

2部

④届出期日

工事着手前まで

※変更の場合は、特定生活関連施設新築等変更届出書（様式第4号）に②の資料（変更しようとする事項に係るもの）を添付してください。

※当該届出に係る工事が完了したときは、速やかにその旨を特定生活関連施設工事完了届出書にて届け出る必要があります。（様式第5号）

様式第 3 号

特定生活関連施設新築等届出書

年 月 日

長崎市長 様

住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)
届出者 氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 印
電話番号

長崎県福祉のまちづくり条例第16条第1項の規定により、特定生活関連施設の新築等の内容を届け出ます。

1 特定生活関連施設の概要

- (1) 名称
- (2) 所在地
- (3) 主要用途
- (4) 新築等の区分
- ア 特定建築物等 新築・増築・改築・移転・大規模の修繕・大規模の様替え・用途の変更
- イ 特定建築物等以外 新設・その他 ()
- (5) 規模等
- ア 特定建築物等
特定生活関連施設に供する部分の床面積
新築等の部分 (m²) 既存部分 (m²) 合計 (m²)
特定生活関連施設に供する部分以外の床面積 (m²)
合計 (延べ面積) (m²)
共同住宅の戸数・階数 (階) (戸)
- イ 道路 (延長 m)
- ウ 公園等 (敷地面積 m²)
- エ 路外駐車場 (駐車部分の面積 m²)
- (6) 構造及び設備 別紙「特定生活関連施設整備項目表」のとおり。
(注) 特定建築物等にあっては、その種類
・S造 ・W造 ・RC造 ・SRC造
・その他 ()
- (7) 新築等の工事の実施時期
- ア 工事着手予定年月日 年 月 日
- イ 工事完了予定年月日 年 月 日

2 代理者 (設計者等) の連絡先

- (1) 氏名 印
- (2) 事務所の名称
- (3) 所在地
- (4) 電話番号

備考 氏名の記載については、記名押印又は自署のいずれかによること。

様式第 2 号

(既存) 特定生活関連施設整備項目表

第 1 特定建築物等

施設の用途:	該当部分の面積:	階数 (地上/地下)	/
施設主の氏名:	施設の名称:		
施設の所在地:			
作成者の氏名:	TEL	-	-

記入方法	<input type="checkbox"/> 「判定」の欄には、整備基準への適合状況を次の記号により記入のこと。 基準に適合する:「○」、基準に適合しない:「×」、該当事項がない:「/」
	<input type="checkbox"/> 「設計内容」の欄には、基準に合わせて設計内容を簡潔に記入し、必要な場合は図面等を添付すること。
	<input type="checkbox"/> 「※」の欄は、記入しないこと。

整備箇所	整備基準の内容	判定	設計内容
1 外部出入口			外部出入口の適否 【※】
直接地上へ通ずる出入口 1以上の出入口を適合させる。 共同住宅にあっては、共用部分に限る。	ア 幅は、内法90cm以上		内法幅: cm
	イ 戸を設ける場合、戸は、自動的に開閉する構造又は車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造		開閉方法: 把手種類:
	ウ 車いす使用者の通過に支障となる段の有無	有・無	段差: cm

<p>駐車場へ通ずる出入口 1以上の出入口を適合させる。</p> <p>共同住宅にあっては、共用部分に限る。</p>	<p>ア 幅は、内法90cm以上</p> <p>イ 戸を設ける場合、戸は、自動的に開閉する構造又は車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造</p> <p>ウ 車いす使用者の通過に支障となる段の有無</p>	<p>内法幅： cm</p> <p>開閉方法： 把手種類：</p> <p>有・無 段差： cm</p>
<p>2 内部出入口</p>		<p>内部出入口の適否【※】</p>
<p>不特定多数の者が利用する各室 (用途面積が2,000㎡未満の特定生活関連施設の避難階以外の階に設けられたものを除く。)の出入口 1以上の出入口を適合させる。</p>	<p>ア 幅は、内法80cm以上</p> <p>イ 戸を設ける場合、戸は、自動的に開閉する構造又は車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造</p> <p>ウ 車いす使用者の通過に支障となる段の有無</p>	<p>内法幅： cm</p> <p>開閉方法： 把手種類：</p> <p>有・無 段差： cm</p>
<p>3 敷地内の通路</p>		<p>敷地内の通路の適否【※】</p>
<p>(1) 仕上げ</p>	<p>表面は、粗面又は滑りにくい材料</p>	<p>仕上材：</p>
<p>(2) 段の構造</p>	<p>ア 手すりの設置</p> <p>イ 主たる階段には、回り段を設けない。</p> <p>ウ 表面は、粗面又は滑りにくい材料</p> <p>エ 踏面の色をけあげの色と明度の差の大きいものとする こと等により段を識別しやすいものとする。</p> <p>オ 壁のない階段には、縁端部に高さ5cm以上の立ち上がり を設ける。</p>	<p>仕上材：</p> <p>立ち上がり： cm</p>
<p>(3) 直接地上に通ずる1に定める 構造の各外部出入口から特定 生活関連施設の敷地の接する道 等又は車いす使用者用駐車施設 に至る敷地内の通路の構造 1以上の通路を適合させる。</p>	<p>ア 幅員は、120cm以上</p> <p>イ 高低差がある場合</p> <p>●次に定める構造の傾斜路及びその踊場の設置</p> <p>(ア) 幅は、内法120cm以上 (段を併設する場合は、90cm以上)</p> <p>(イ) 勾配は、1/12以下 (傾斜路の高さ16cm以下の場合は、1/8以下)</p> <p>(ウ) 踊場(踏幅150cm以上)の設置 (高さ75cm以内ごとに設置)</p> <p>(エ) 傾斜路の手すりの設置</p> <p>(オ) 壁のない傾斜路には、左右の縁端部には脱輪防止用 の高さ5cm以上の立ち上りを設ける。</p> <p>(カ) 敷地内の通路に排水溝等を設ける場合の構造</p> <p>(キ) 表面は、粗面又は滑りにくい材料</p> <p>(ク) 傾斜路は、その踊場及び当該傾斜路に接する敷地内 の通路の色と明度の差の大きい色とすること等により識 別しやすいものとする。</p> <p>●車いす使用者用特殊構造昇降機の設置</p>	<p>幅員： cm</p> <p>内法幅： cm</p> <p>勾配：</p> <p>立ち上がり： cm</p> <p>蓋仕様：</p> <p>仕上材：</p> <p>有・無</p>
<p>(4) 特定生活関連施設の直接地 上へ通ずる各出入口から道等に 至る敷地内の通路 1以上の通路を適合させる。 自動車車庫、学校、共同住宅を除く。</p>	<p>ア 誘導用床材の敷設又は音声により視覚障害者を誘導する 装置その他の代替装置の設置</p> <p>イ 注意喚起用床材の敷設 (車路に接する部分、車路を横断する部分、傾斜路及び段 の上下端付近、踊場部分に敷設)</p>	<p>・誘導用床材 ・音声誘導装置 ・その他の代替装置</p> <p>■配置図に敷設位置記入</p>
<p>4 廊下等</p>		<p>廊下等の適否【※】</p>
<p>(1) 仕上げ</p>	<p>表面は、粗面又は滑りにくい材料</p>	<p>仕上材：</p>
<p>(2) 段の構造</p>	<p>段がある場合、5の階段の基準に準じた構造</p>	
<p>(3) 1に定める構造の各外部出 入口から不特定多数の者が利用 する室(用途面積が2,000㎡未満 の特定生活関連施設の避難階以 外の階に設けられたものを除 く。)の2に定める構造の各内部 出入口に至る経路の廊下等の構 造</p> <p>それぞれ1以上の廊下等を適合さ せる。</p> <p>6の(2)に定める構造のエレベ ーターが設置されるときは、当該1 以上の経路は、当該エレベーター の昇降路を含むものとする。</p>	<p>ア 幅員は、内法120cm以上</p> <p>イ 廊下等の末端付近の構造は、車いすの転回に支障のない ものとし、かつ、区間50m以内ごとに車いすが転回できる 構造の部分の設置。</p> <p>ウ 医療施設並びに社会福祉施設にあっては、手すりの設置</p> <p>エ 1及び2に定める構造の出入口並びに6の(2)に定める 構造のエレベーター及び車いす使用者用特殊構造昇降機の 昇降路の出入口に接する部分は、水平とする。</p> <p>オ 高低差がある場合</p> <p>●次に定める構造の傾斜路及びその踊場の設置</p> <p>自動車車庫、学校、共同住宅にあっては、(ア)～(キ)に限 る。</p> <p>(ア) 幅は、内法120cm以上 (段を併設する場合は、90cm以上)</p> <p>(イ) 勾配は、1/12以下 (傾斜路の高さ16cm以下の場合は、1/8以下)</p> <p>(ウ) 踊場(踏幅150cm以上)の設置 (高さ75cm以内ごとに設置)</p> <p>(エ) 表面は、粗面又は滑りにくい材料</p> <p>(オ) 傾斜路の手すりの設置</p> <p>(カ) 傾斜路は、その踊場及び当該傾斜路と接する廊下等 の色と明度の差の大きい色とすること等により識別しや すいものとする。</p>	<p>内法幅： cm</p> <p>勾配：</p> <p>仕上材：</p>

	(キ) 壁のない傾斜路には、縁端部に高さ 5cm 以上の立ち上がりを設ける。 (ク) 注意喚起用床材の敷設 (傾斜路の上下端付近の廊下等及び踊場部分に敷設)		立ち上がり： cm ■平面図に敷設位置記入
	●車いす使用者用特殊構造昇降機の設置	有・無	
(4) 直接地上へ通ずる出入口から受付等までの廊下等 1 以上の廊下等を適合させる。 自動車車庫、学校、共同住宅を除く。	誘導用床材の敷設又は音声により視覚障害者を誘導する装置その他の代替装置の設置 直接地上へ通ずる出入口において常時勤務する者により視覚障害者を誘導できる場合その他視覚障害者の誘導上支障のない場合においては、この限りでない。		・誘導用床材 ・音声誘導装置 ・その他の代替装置 ■平面図に敷設位置記入
5 階段		階段の適否	【※】
不特定多数の者が利用し、かつ、直接地上へ通ずる出入口がない階に通ずる階段の構造 自動車車庫、学校、共同住宅の場合、カを除く。	ア 手すりの設置		
	イ 主たる階段には、回り段を設けない。 構造上回り段を設けない構造とすることが困難な場合は、この限りでない。		
	ウ 表面は、粗面又は滑りにくい材料		仕上材：
	エ 踏面の色をけあげの色と明度の差の大きいものとする。ことにより段を識別しやすいものとし、かつ、つまずきにくい構造とする。		
	オ 壁のない階段には、縁端部に高さ 5cm 以上の立ち上がりを設ける。		立ち上がり： cm
	カ 注意喚起用床材の敷設 (階段の上下端付近の廊下等及び踊場部分に敷設)		■平面図に敷設位置記入
6 エレベーター		エレベーターの適否	【※】
(1) エレベーターの設置 不特定多数の者が利用し、かつ、直接地上へ通ずる出入口がない階を有する特定生活関連施設(学校、共同住宅を除く。)で床面積が 2,000㎡以上のもの	不特定多数の者が利用し、かつ、直接地上へ通ずる出入口がない階(専ら駐車場の用に供される階にあっては、車いす使用者用駐車施設が設けられている階に限る。)に停止するエレベーターの設置 ただし、当該階において提供されるサービス又は販売される物品を高齢者、障害者等が享受又は購入できる措置を講ずる場合にあっては、この限りでない。	有・無	停止階： ただし書規定に該当するか否か：
(2) (1)のエレベーターの構造	ア かごの床面積は、1.83㎡以上		床面積： ㎡
	イ かごの奥行きは、内法135cm以上		奥行き： cm
	ウ かごの平面形状が車いすの転回に支障がない。		
	エ かご内に、停止階及び現在位置の表示装置設置	有・無	
	オ かご内に、到着階及び戸の閉鎖を知らせる音声装置の設置	有・無	
	カ かご及び昇降路の出入口幅は、それぞれ内法80cm以上		かご出入口幅： cm 昇降路出入口幅： cm
	キ かご内及び乗降ロビーに、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置の設置	有・無	
	ク かご内及び乗降ロビーの制御装置(キを除く。)は、視覚障害者が円滑に操作可能な構造		■特記事項記入
	ケ 乗降ロビーの幅及び奥行きは、それぞれ内法150cm以上		内法幅： cm 奥行き： cm
	コ 乗降ロビーには、昇降方向を音声により知らせる装置を設ける。 かご内に、かご及び昇降路の出入口が開いた時にかごの昇降方向を音声により知らせる装置が設けられている場合は、この限りでない。	有・無	
	サ 乗降ロビーには、当該乗降ロビーの階名を示す点字プレート		
シ かご内の側面の手すり設置	有・無		
ス かご内に、かご及び昇降路の出入口の戸の開閉状態を確認することができる鏡の設置	有・無		
(3) 共同住宅のエレベーターの構造 直接地上に通ずる出入口のない階を有する共同住宅に限る。 1 以上のエレベーターを適合させる。	ア かごの間口は、内法100cm以上		内法間口： cm
	イ (2)のカ、キ及びコに定める構造		
	カ かご及び昇降路の出入口幅は、それぞれ内法80cm以上		かご出入口幅： cm 昇降路出入口幅： cm
	キ かご内及び乗降ロビーに、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置の設置	有・無	
	コ 乗降ロビーには、昇降方向を音声により知らせる装置を設ける。 かご内に、かご及び昇降路の出入口が開いた時にかごの昇降方向を音声により知らせる装置が設けられている場合は、この限りでない。	有・無	
7 便所		便所の適否	【※】
(1) 車いす使用者用便房の設置 不特定多数の者が利用する便所のうち 1 以上の便所に設置する。 用途面積が 2,000㎡未満の特定生活関連施設にあっては、カを除く。	不特定多数の者が利用する便所の設置 ア 車いす使用者用便房の数 (便房の床面積確保、腰掛便座・手すり等の適切な配置) イ 車いす使用者用便房の出入口及び当該便房のある便所の出入口の幅は、内法80cm以上	有・無	■平面図に記載 便房数： ■便所詳細図の記載 内法幅： cm

男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上設置する。	ウ 車いす使用者用便所の出入口及び当該便所のある便所の出入口に戸を設ける場合、車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造			
	エ 車いす使用者用便所の出入口及び当該便所のある便所の出入口に、車いす使用者の通行に支障となる段の有無	有・無	段差： cm	
	オ 車いす使用者用便所のある便所の出入口に、その旨を知らせる案内表示	有・無		
	カ 非常用通報装置の設置及びその旨の点字表示	有・無		
(2) 周囲に手すりのある床置き式の小便器の設置	不特定多数の者が利用する男子用小便器のある便所の設置 周囲に手すりのある床置き式の小便器がある便所を1以上設置	有・無	■平面図に記載 設置数：	
(3) (1)及び(2)に定める構造及び設備の便所の洗面器等の設置	高齢者、障害者等が円滑に使用できる洗面器等の設置		水栓種類： 洗面器高： 鏡： cm	
8 駐車場		駐車場の適否【※】		
(1) 車いす使用者用駐車施設の設置 共同住宅にあつては、共用部分に限る。	車いす使用者用駐車施設の有無 車いす使用者用駐車施設の数	有・無	(車いす使用者用駐車施設数)	
(2) 車いす使用者用駐車施設の構造 機械式駐車場を除く。	ア 車いす使用者用駐車施設へ通ずる1に定める構造の外部出入口から当該車いす使用者用駐車施設に至る経路((3)に定める構造の駐車場内の通路又は3の(1)~(3)に定める構造の敷地内の通路を含むものに限る。)の距離ができるだけ短くなる位置に設置		■配置図に位置記入	
	イ 幅は、350cm以上		幅： cm	
	ウ 車いす使用者用である旨を見やすい方法により表示		表示方法	
(3) 車いす使用者用駐車施設へ通ずる出入口から車いす使用者用駐車施設に至る駐車場内の通路	3の敷地内の通路(1)、(2)のアへエ、(3)の基準を満たす構造			
	(1) 仕上げ 表面は、粗面又は滑りにくい材料		仕上材：	
	(2) 段の構造 ア 手すりの設置 イ 主たる階段には、回り段を設けない。 ウ 表面は、粗面又は滑りにくい材料		仕上材：	
	エ 踏面の色をけあげの色と明度の差の大きいものとする こと等により段を識別しやすいものとする。			
	(3) 直接地上に通ずる1に定める構造の各外部出入口から特定生活関連施設の敷地の接する道等又は車いす使用者用駐車施設に至る敷地内の通路の構造 1以上の通路を適合させる。			
	ア 幅員は、120cm以上		幅員： cm	
	イ 高低差がある場合 ●次に定める構造の傾斜路及びその踊場の設置			
	(ア) 幅は、内法120cm以上 (段を併設する場合は、90cm以上)		内法幅： cm	
	(イ) 勾配は、1/12以下 (傾斜路の高さ16cm以下の場合は、1/8以下)		勾配：	
	(ウ) 踊場(踏幅150cm以上)の設置 (高さ75cm以内ごとに設置)			
	(エ) 傾斜路の手すりの設置			
	(オ) 壁のない傾斜路には、左右の縁端部には脱輪防止用の高さ5cm以上の立ち上がりを設ける。		立ち上がり： cm	
	(カ) 敷地内の通路に排水溝等を設ける場合の構造		蓋仕様：	
	(キ) 表面は、粗面又は滑りにくい材料		仕上材：	
	(ク) 傾斜路は、その踊場及び当該傾斜路に接する敷地内の通路の色と明度の差の大きい色とすること等により識別しやすいものとする。 ●車いす使用者用特殊構造昇降機の設置	有・無		
	9 更衣室・シャワー室		更衣室・シャワー室の適否【※】	
	更衣室・シャワー室の構造 社会福祉施設、体育施設に限る。 1以上の更衣室・シャワー室を適合させる。 男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上適合させる。	不特定多数の者が利用する更衣室・シャワー室の有無 ア 床面積確保、腰掛台・手すり等の適切な配置 イ 更衣室及びシャワー室の出入口は、2に定める構造 幅は、内法80cm以上 戸を設ける場合、戸は、自動的に開閉する構造又は車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造 車いす使用者の通過に支障となる段の有無	有・無	■平面図に記載 床面積： 腰掛台・手すり ■更衣室・シャワー室詳細図記載 内法幅： cm 開閉方法： 把手種類： 段差： cm

10 客室		客室の適否 【※】	
宿泊に供する客室の構造 宿泊施設、社会福祉施設（宿泊設備を有するものに限る。）で2,000㎡以上のもの 1以上の宿泊に供する客室を適合させる。	宿泊に供する客室の有無	有・無	
	ア 床面積確保、手すり等の適切な配置		床面積：㎡ 手すり ■客室詳細図記載
	イ 客室及び浴室の出入口は、2に定める構造		内法幅：cm
	幅は、内法80cm以上		閉閉方法： 把手種類：
	戸を設ける場合、戸は、自動的に閉閉する構造又は車いす使用者が円滑に閉閉して通過できる構造	有・無	段差：cm
ウ 非常呼出し設備の設置	有・無		
11 客席・観覧席		客席・観覧席の適否【※】	
(1) 客席・観覧席の構造 固定式の客席・観覧席を有する娯楽施設、集会施設、体育施設に限る。 1以上の客席・観覧席を適合させる。	車いす使用者用の席の設置	有・無	
	ア 幅90cm以上、奥行き140cm以上		幅：cm 奥行き：cm
(2) 客席・観覧席を有する室の出入口から(1)に定める構造の車いす使用者用の席に至る通路の構造 1以上の通路を適合させる。	ア 幅員は、120cm以上		幅員：cm
	イ 高低差がある場合、4の(3)のオの(ア)～(オ)に定める構造の傾斜路及び踊場の設置		内法幅：cm
	(ア) 幅は、内法120cm以上 (段を併設する場合は、90cm以上)		勾配：
	(イ) 勾配は、1/12以下 (傾斜路の高さ16cm以下の場合は、1/8以下)		
	(ウ) 踊場（踏幅150cm以上）の設置 (高さ75cm以内ごとに設置)		仕上材：
	(エ) 表面は、粗面又は滑りにくい材料 (オ) 傾斜路の手すりの設置		
12 授乳場所		授乳場所の適否【※】	
授乳場所の設置	授乳場所の設置 (設備の内容：ベビーベッド及びこれに代わる設備)	有・無	設備内容： ■平面図に簡所記載
13 案内板		案内板の適否【※】	
案内板の設置 医療施設、集会施設、購買施設、文化施設、駅舎等、官公庁施設で、それぞれの用途面積が2,000㎡以上のものに限る。 1以上の案内板を適合させる	案内板の設置の有無	有・無	
	ア 案内板の高さ、文字の大きさ及び表示の配慮		高さ： 大きさ： 設置場所：
	イ 点字による表示 ただし、4の(4)ただし書による措置を行う場合は、この限りでない。		
ウ 必要に応じて外国語による併記			
14 諸設備		諸設備の適否【※】	
(1) 受付カウンター及び記載台の構造 受付カウンター及び記載台をそれぞれ1以上適合させる。	受付カウンター及び記載台の有無	有・無	
	車いす使用者が円滑に利用できる構造		高さ：cm (参考高さ75cm)
(2) 防火扉くぐり戸の構造 医療施設、集会施設、宿泊施設、社会福祉施設に限る。	防火扉の有無	有・無	
	防火扉くぐり戸の幅は、85cm以上		幅：cm
(3) 自動火災報知設備の誘導灯の設置 医療施設、集会施設、宿泊施設、社会福祉施設で、それぞれの用途面積が2,000㎡のものに限る。	自動火災報知設備の有無	有・無	
	視覚障害者に配慮した点滅式誘導灯の設置	適・否	■平面図又は設備図記載
(4) 発券機の構造 娯楽施設、体育施設、駅舎等に限る。 1以上の発券機を適合させる。	発券機の有無	有・無	
	ア 金銭投入口及び操作ボタンは、車いす使用者が円滑に利用できるような高さ等に配慮		金銭投入口及び操作ボタンの高さ： (参考高さ140cm)
イ 点字による表示			
15 改札口		改札口の適否【※】	
改札口の構造 1以上の改札口を適合させる。	改札口の有無	有・無	
	ア 幅は、内法90cm以上		内法幅：cm
	イ 車いす使用者の通過に支障となる段の有無	有・無	段差：cm

第2 道路

施設の名称：
 施設の所在地：

記入方法
 「判定」の欄には、整備基準への適合状況を次の記号により記入のこと。
 基準に適合する：「○」、基準に適合しない：「×」、該当事項がない：「/」
 「設計内容」の欄には、基準に合わせて設計内容を簡潔に記入し、必要な場合は図面等を添付すること。
 「※」の欄は、記入しないこと。

整備箇所	整備基準の内容	判定	設計内容
歩道等		歩道等の適否	【※】
(1) 歩道等を設ける場合の歩道等の構造	ア 幅員は、2m以上 イ 表面は、粗面又は滑りにくい材料 ウ 巻込部分及び横断歩道と接する部分の段差は、車いす使用者の通過の支障とならない必要最小限の高さ エ 高低差がある場合における手すり及び休憩所の設置 オ 横断歩道箇所における中央分離帯と車道との段の有無 カ 歩道に排水溝等を設ける場合の構造	有・無 有・無	幅員： cm 仕上材： 段差： cm 蓋仕様：
(2) 公共交通機関の施設及び視覚障害者の利用が多い施設に通ずる歩道等の構造	必要に応じて誘導用床材及び注意喚起用床材の敷設		

第3 公園等

施設の名称：
 施設の所在地：

記入方法
 「判定」の欄には、整備基準への適合状況を次の記号により記入のこと。
 基準に適合する：「○」、基準に適合しない：「×」、該当事項がない：「/」
 「設計内容」の欄には、基準に合わせて設計内容を簡潔に記入し、必要な場合は図面等を添付すること。
 「※」の欄は、記入しないこと。

整備箇所	整備基準の内容	判定	設計内容
1 出入口		出入口の適否	【※】
出入口の構造 1以上の出入口を適合させる。	ア 幅は、90cm以上 イ 車いす使用者の通過に支障となる段の有無	有・無	幅： cm 段差： cm
2 便所		便所の適否	【※】
(1) 車いす使用者用便所の設置 不特定多数の者が利用する便所のうち1以上の便所に設置する。 男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上設置する。	不特定多数の者が利用する便所の設置 ア 車いす使用者用便房の数 (便房の床面積確保、腰掛便座・手すり等の適切な配置) イ 車いす使用者用便房の出入口及び当該便房のある便所の出入口の幅は、内法80cm以上 ウ 車いす使用者用便房の出入口及び当該便房のある便所の出入口に戸を設ける場合、車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造 エ 車いす使用者用便房の出入口及び当該便房のある便所の出入口に、車いす使用者の通行に支障となる段の有無 オ 車いす使用者用便房のある便所の出入口に、その旨を知らせる案内表示	有・無 有・無 有・無 有・無	■平面図に記載 便房数： ■便所詳細図の記載 内法幅： cm 段差： cm
(2) 周囲に手すりのある床置き式の小便器の設置	不特定多数の者が利用する男子用小便器のある便所の設置 周囲に手すりのある床置き式の小便器がある便所を1以上設置	有・無	■平面図に記載 設置数：
3 園路		園路の適否	【※】
1に定める構造の出入口に通ずる園路の構造	ア 幅員は、120cm以上 イ 表面は、粗面又は滑りにくい材料 ウ 園路を横断する排水溝等の構造 エ 高低差がある場合、第1の3の(3)のイに定める構造の傾斜路及び踊場の設置 (ア) 幅は、内法120cm以上 (段を併設する場合は、90cm以上) (イ) 勾配は、1/12以下 (傾斜路の高さ16cm以下の場合は、1/8以下) (ウ) 踊場(路幅150cm以上)の設置 (高さ75cm以内ごとに設置) (エ) 傾斜路の手すりの設置 (オ) 壁のない傾斜路には、左右の縁端部には脱輪防止用の高さ5cm以上の立ち上がりを設ける。 (カ) 敷地内の通路に排水溝等を設ける場合の構造 (キ) 表面は、粗面又は滑りにくい材料 (ク) 傾斜路は、その踊場及び当該傾斜路に接する敷地内の通路の色と明度の差の大きい色とすること等により識別しやすいものとする オ 必要に応じて注意喚起用床材の敷設	有・無	幅員： cm 仕上材： 蓋仕様： 内法幅： cm 勾配： 立ち上がり： cm 蓋仕様： 仕上材：
4 駐車場		駐車場の適否	【※】
車いす使用者用駐車施設の設置	不特定多数の者が利用する駐車場の設置 第1の8の(2)に定める構造の車いす使用者用駐車施設を1以上設置	有・無	■配置図に位置記入

	ア 車いす使用者用駐車施設へ通ずる 1 に定める構造の外部出入口から当該車いす使用者用駐車施設に至る経路（(3)に定める構造の駐車場の通路又は3の(1)～(3)に定める構造の敷地内の通路を含むものに限る。）の距離ができるだけ短くなる位置に設置 イ 幅は、350cm以上 ウ 車いす使用者用である旨を見やすい方法により表示	■配置図に位置記入 幅： cm 表示方法
5 設置器具		設置器具の適否【※】
設置器具の構造	ベンチ、水飲み場等は、車いす使用者が利用しやすいものとする。	
6 案内板		案内板の適否【※】
案内板の構造	1 に定める構造の出入口の付近に、次に定める構造の案内板を設置 ア 案内板の高さ、文字の大きさ及び表示の配慮 イ 必要に応じて点字による表示 ウ 必要に応じて外国語による併記	高さ： 大きさ： 設置場所：

第 4 路外駐車場

施設の名称：
施設の所在地：

記入方法	<input type="checkbox"/> 「判定」の欄には、整備基準への適合状況を次の記号により記入のこと。 基準に適合する：「○」、基準に適合しない：「×」、該当事項がない：「/」 <input type="checkbox"/> 「設計内容」の欄には、基準に合わせて設計内容を簡潔に記入し、必要な場合は図面等を添付すること。 <input type="checkbox"/> 「※」の欄は、記入しないこと。
------	--

整備箇所	整備基準の内容	判定	設計内容
1 出入口		出入口の適否【※】	
出入口の構造	ア 幅は、90cm以上	幅： cm	
1以上の出入口を適合させる。	イ 車いす使用者の通過に支障となる段の有無	有・無	段差： cm
2 駐車場		駐車場の適否【※】	
(1) 車いす使用者用駐車施設の設置	車いす使用者用駐車施設の有無	有・無	(車いす使用者用駐車施設数)
1以上設置すること。	車いす使用者用駐車施設の数		
(2) (1)の車いす使用者用駐車施設の構造	ア 車いす使用者用駐車施設へ通ずる第1の1に定める構造の外部出入口から当該車いす使用者用駐車施設に至る経路（第1の8の(3)に定める構造の駐車場の通路又は第1の3の(1)～(3)に定める構造の敷地内の通路を含むものに限る。）の距離ができるだけ短くなる位置に設置	■配置図に位置記入	
機械式駐車場を除く。	イ 幅は、350cm以上	幅： cm	
	ウ 車いす使用者用である旨を見やすい方法により表示	表示方法	
(3) 車いす使用者用駐車施設へ通ずる出入口から車いす使用者用駐車施設に至る駐車場の通路の構造	第1の3の(1)、(2)のア～エ、(3)に定める構造		
	(1) 仕上げ		仕上材：
	表面は、粗面又は滑りにくい材料		
	(2) 段の構造		
	ア 手すりの設置		
	イ 主たる階段には、回り段を設けない。		
	ウ 表面は、粗面又は滑りにくい材料		仕上材：
	エ 踏面の色をけあげの色と明度の差の大きいものとする こと等により段を識別しやすいものとする。		
	(3) その他		
	ア 幅員は、120cm以上	幅員： cm	
	イ 高低差がある場合 ●次に定める構造の傾斜路及びその踊場の設置		
	(ア) 幅は、内法120cm以上 (段を併設する場合は、90cm以上)	内法幅： cm	
	(イ) 勾配は、1/12以下 (傾斜路の高さ16cm以下の場合は、1/8以下)	勾配：	
	(ウ) 踊場（踏幅150cm以上）の設置 (高さ75cm以内ごとに設置)		
	(エ) 傾斜路の手すりの設置		
	(オ) 壁のない傾斜路には、左右の縁端部には脱輪防止用の高さ5cm以上の立ち上がりを設ける。	立ち上がり： cm	
	(カ) 敷地内の通路に排水溝等を設ける場合の構造	蓋仕様：	
	(キ) 表面は、粗面又は滑りにくい材料	仕上材：	
	(ク) 傾斜路は、その踊場及び当該傾斜路に接する敷地内の通路の色と明度の差の大きいものにより識別しやすいものとする。		
	●車いす使用者用特殊構造昇降機の設置	有・無	

別表第 6（第 5 条、第 6 条、第 9 条、第 11 条、第 12 条、第 13 条関係）

特定生活関連施設 の区分	図書	
	種類	記載事項
路外駐車場	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
	配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低差、敷地内における別表第 5 の第 4 の 1 に定める基準に適合する出入口、通路、駐車場その他の主要施設の位置及び寸法並びに敷地に接する道の位置及び幅員、駐車場のうち同表の第 4 の 2 に定める基準に適合する車いす使用者用駐車施設の位置及び幅

様式第 4 号

特定生活関連施設新築等変更届出書

年 月 日

長崎市長 様

住 所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

届出者 氏 名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 印

電話番号

長崎県福祉のまちづくり条例第 16 条第 2 項の規定により、さきに届け出た特定生活関連施設の新築等の内容について、次のとおり変更したいので届け出ます。

1 特定生活関連施設新築等届出書

(1) 受付番号 第 号

(2) 受付年月日 年 月 日

2 変更の内容

3 代理者（設計者等）の連絡先

(1) 氏名 印

(2) 事務所の名称

(3) 所在地

(4) 電話番号

備考 氏名の記載については、記名押印又は自署のいずれかによること。

様式第5号

特定生活関連施設工事完了届出書

年 月 日

長崎県知事

様

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

届出者 氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 印

電話番号

長崎県福祉のまちづくり条例第17条の規定により、特定生活関連施設の新築等の工事が完了したので、次のとおり届け出ます。

1 特定生活関連施設の概要

(1) 名称

(2) 所在地

(3) 特定生活関連施設新築等届出書

ア 受付番号 第 号 イ 受付年月日 年 月 日

特定生活関連施設新築等変更届出書

ア 受付番号 第 号 イ 受付年月日 年 月 日

(4) 主要用途

(5) 規模等

ア 特定建築物等

特定生活関連施設に供する部分の床面積

新築等の部分 (m²) 既存部分 (m²) 合計 (m²)特定生活関連施設に供する部分以外の床面積 (m²)合計 (延べ面積) (m²)

共同住宅の戸数・階数 (階) (戸)

イ 道路 (延長 m)

ウ 公園等 (敷地面積 m²)エ 路外駐車場 (駐車部分の面積 m²)

(6) 工事完了年月日 年 月 日

2 代理者（設計者等）の連絡先

(1) 氏名 印

(2) 事務所の名称

(3) 所在地

(4) 電話番号

備考 氏名の記載については、記名押印又は自署のいずれかによること。